

# 帯広市行政手続条例（改正素案）の概要

## 1 行政手続条例とは？

行政手続条例は、行政手続法と一体となって、帯広市が行う許認可等の処分（申請に対する処分、不利益処分）や行政指導の手続などについて共通する事項を定め、行政運営の透明性の向上をすすめるものです。

### 現行の行政手続条例の主な内容

- ① 申請に対する処分に関しては、
  - ・申請が許認可等の要件に適合しているかを判断するための審査基準を定め、公にする。
  - ・申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定める。
  - ・申請を拒否する場合には、同時にその理由を示す。
- ② 許可の取消しなどといった不利益処分に関しては、
  - ・不利益処分をするかどうかなどについて判断するための処分基準を定め、公にするよう努める。
  - ・不利益処分を行う前に、原則として聴聞あるいは弁明の機会の付与を行う。
  - ・不利益処分を行う場合には、原則として書面でその理由を示す。
- ③ 行政指導に関しては、
  - ・相手方の任意の協力の下に行う。
  - ・その相手方に行政指導の趣旨、内容、責任者名を明確にする。
  - ・相手方の求めがあれば、原則として書面を交付する。

## 2 行政手続条例と行政手続法との関係

行政手続制度は、行政手続法を基本として定められていますが、都道府県や市町村が行う「処分（その根拠が条例や規則にあるもの）」や「行政指導」については、同法の適用除外とされています。そのため、都道府県や市町村では、適用除外とされた処分や行政指導についても行政手続法と同様の取扱いとするため、行政手続条例を制定しています。

行政手続法と行政手続条例の適用範囲

行為の根拠	法律や政令など	条例や規則
区分		
処分	行政手続法が適用される	
行政指導		行政手続条例が適用される

### 3 条例改正の経緯

処分に関し国民が不服を申し立てる制度（行政不服審査制度）の大幅見直しがされる中で、その一環として、行政手続法が改正され、次の制度が設けられました。

- ① 処分等の求め
- ② 行政指導の中止等の求め
- ③ 行政指導の方式

一方、上記2のとおり、帯広市が行う処分の一部や行政指導については行政手続法が適用除外とされていることから、帯広市においても、行政手続法と同様の制度とするため、帯広市行政手続条例を改正するものです。

### 4 条例改正案の概要

行政手続法と同様に、条例に次の制度を新設します。

#### ① 処分等の求め

法令違反の事実がある場合に、その是正のための処分や行政指導（法律や条例に根拠があるものに限り、）が行われていないと思うときは、処分などをする権限を持つ役所に対して、処分などを行うよう書面により求めることができます。申出を受けた役所は、必要な調査を行い、必要があると認めるときは、処分などをしなければなりません。

#### ② 行政指導の中止等の求め

事業者などが法令に違反する行為の是正のための行政指導（法律や条例に根拠があるものに限り、）を受けたときに、その行政指導が法律や条例に定める要件に合っていないと思うときは、行政指導をした役所に対し、行政指導の中止などを書面により求めることができます。申出を受けた役所は、必要な調査を行い、法律等に定める要件を満たさないと考えたときは、その行政指導の中止などをしなければなりません。

#### ③ 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、行政指導の際に許認可等をする権限などを行使できることを示すときは、根拠となる法令の条項や要件などを明らかにしなければなりません。

### 5 施行期日

行政手続法の改正と同様に、平成27年4月1日を予定しています。